

目 次

	ページ
告 示	
7 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 ……………	1
8 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額の一部改正 ……	3
9 新潟県市町村総合事務組合議会議員選挙の当選人 ……………	4
公 告	
新潟県市町村総合事務組合情報公開条例第 17 条による情報公開の実施状況について ……	4
新潟県市町村総合事務組合個人情報保護条例第 32 条による個人情報保護制度の運用状況について ……………	5
新潟県市町村総合事務組合議会議員の就任について ……………	5
辞 令	
事務所長の任免について ……………	6
事務所長の任免について ……………	6
公平委員会規則	
1 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 ……	6

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 7 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成 16 年告示第 16 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 5 月 6 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

改正後			改正前		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>5,081円</u>	<u>13,384円</u>	20歳未満	<u>4,981円</u>	<u>13,342円</u>
20歳以上25歳未満	<u>5,589円</u>	<u>13,384円</u>	20歳以上25歳未満	<u>5,543円</u>	<u>13,342円</u>
25歳以上30歳未満	<u>6,164円</u>	<u>14,322円</u>	25歳以上30歳未満	<u>6,051円</u>	<u>14,157円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,577円</u>	<u>17,163円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,475円</u>	<u>17,104円</u>
35歳以上40歳未満	<u>6,854円</u>	<u>19,407円</u>	35歳以上40歳未満	<u>6,783円</u>	<u>19,320円</u>
40歳以上45歳未満	<u>7,070円</u>	<u>21,601円</u>	40歳以上45歳未満	<u>7,031円</u>	<u>21,235円</u>
45歳以上50歳未満	<u>7,208円</u>	<u>22,760円</u>	45歳以上50歳未満	<u>7,086円</u>	<u>23,266円</u>
50歳以上55歳未満	<u>7,090円</u>	<u>25,308円</u>	50歳以上55歳未満	<u>6,995円</u>	<u>25,503円</u>
55歳以上60歳未満	<u>6,583円</u>	<u>25,093円</u>	55歳以上60歳未満	<u>6,543円</u>	<u>25,515円</u>
60歳以上65歳未満	<u>5,420円</u>	<u>20,870円</u>	60歳以上65歳未満	<u>5,315円</u>	<u>20,511円</u>
65歳以上70歳未満	(略)	<u>15,258円</u>	65歳以上70歳未満	(略)	<u>14,980円</u>
70歳以上	(略)	<u>13,384円</u>	70歳以上	(略)	<u>13,342円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- この告示による改正後の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合告示第8号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額(平成16年告示第17号)の一部を次のように改正する。

令和3年5月6日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

改正後			改正前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	(略)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>171,650円</u> を超えるときは、 <u>171,650円</u>)	常時介護を要する状態	(略)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>166,950円</u> を超えるときは、 <u>166,950円</u>)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>73,090円</u> 以下であるときに限る。)	月額73,090円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>72,990円</u> 以下であるときに限る。)	月額72,990円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	(略)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>85,780円</u> を超えるときは、 <u>85,780円</u>)	随時介護を要する状態	(略)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が <u>83,480円</u> を超えるときは、 <u>83,480円</u>)
	(略)	(略)		(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- この告示による改正後の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合告示第9号

令和3年4月22日実施の新潟県市町村総合事務組合議会議員補欠選挙において次のとおり当選人が決定したので、新潟県市町村総合事務組合議会議員の選挙に関する規則（平成16年規則第3号）第6条の規定により告示する。

令和3年5月6日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

組合議会議員補欠選挙当選人（第3選挙区） 小澤 実（南魚沼市議会議長）

公 告

情報公開の実施状況の公表について（公告）

新潟県市町村総合事務組合情報公開条例（平成18年条例第1号）第17条の規定により、令和2年度の情報公開の実施状況を次のとおり公表します。

令和3年5月6日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

1 請求件数

0件

2 請求方法内訳

方法	請求書によるもの	口頭によるもの	計
件数	0件	0件	0件

3 決定内容内訳

(1) 全実施機関

決定内容	公開	部分公開	非公開	検討中	請求取下げ	計
件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件

(2) 実施機関別件数

実施機関 \ 決定内容	公開	部分公開	非公開	検討中	請求取下げ	計
管理者	0件	0件	0件	0件	0件	0件
教育委員会	0件	0件	0件	0件	0件	0件
公平委員会	0件	0件	0件	0件	0件	0件
監査委員	0件	0件	0件	0件	0件	0件
議会	0件	0件	0件	0件	0件	0件

合計件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件
------	----	----	----	----	----	----

4 審査請求の状況

なし

個人情報保護制度の運用状況について（公告）

新潟県市町村総合事務組合個人情報保護条例（平成18年条例第2号）第32条の規定により、令和2年度の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和3年5月6日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

1 個人情報登録対象事務の登録件数（令和2年度末時点）

実施機関	登録件数
管理者	36件
教育委員会	0件
公平委員会	2件
監査委員	0件
議会	1件
合計件数	39件

2 個人情報の開示、訂正及び利用停止別件数

- (1) 個人情報開示請求 1件
- (2) 個人情報訂正請求 0件
- (3) 個人情報利用停止請求 0件

新潟県市町村総合事務組合議会議員の就任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合議会議員の就任があったので、次のとおり公告する。

令和3年5月6日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

組合議会議員

就任 小澤 実（南魚沼市議会議員） 令和3年5月6日

辞

令

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 16 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和 3 年 5 月 6 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

令和 3 年 3 月 31 日付け 湯沢町事務所長を免ずる 関 根 伸 幸

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 16 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和 3 年 5 月 6 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

令和 3 年 4 月 19 日付け 湯沢町事務所長を命ずる 中 波 政 志

公平委員会規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和 3 年 5 月 6 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝 見 洋 人

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 1 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
1 小千谷市		1 小千谷市	
機 関	職	機 関	職
議会事務局	局長 参事 次長	議会事務局	局長 参事 次長 <u>上席副参事</u>
長 部 局	課長 参事 室長 課長補佐	長 部 局	課長 参事 室長 課長補佐 <u>上席副参事</u>
	(略)		(略)
教育委員会事務局	課長 参事 室長 課長補佐	教育委員会事務局	課長 参事 室長 課長補佐 <u>上席副参事</u>
	(略)		(略)
(略)		(略)	
監査委員事務局	局長 参事 次長	監査委員事務局	局長 参事 次長 <u>上席副参事</u>
(略)		(略)	
社会福祉事務所	所長 参事 次長	社会福祉事務所	所長 参事 次長 <u>上席副参事</u>
健康センター		健康センター	<u>センター長</u>
保育所	(略)	保育所	(略)
(略)		(略)	
5 燕 市		5 燕 市	
機 関	職	機 関	職
(略)		(略)	
長 部 局	(略)	長 部 局	(略)
	福祉事務所長 (総務課関係)		福祉事務所長 (総務課関係)
	副参事(総務係及び人事係の職務を担当する職員に限る。) 総務係長 人事係長 主査、主任及び主事(人事係の職員に限る。)		副参事(総務係、 <u>人事係及び秘書係</u> の職務を担当する職員に限る。) 総務係長 人事係長 <u>秘書係長</u> 主査、主任及び主事(人事係及び <u>秘書係</u> の職員に限る。)
	(広報秘書課関係)		
	副参事(秘書係の職務を担当する職員に限る。) 秘書係長 主査、主任及び主事(秘書係の職員に限る。)		
	(企画財政課関係)		(企画財政課関係)
	副参事 専門員 主査 主任 主事		副参事 専門員 主査 主任 主事
(略)		(略)	

教育委員会 事務局	教育次長 主幹 課長 統 括指導主事 <u>主任指導主事</u> 指導主事 参事 室長 課長補佐
--------------	---

(略)

別表第2 (第2条関係)

2 新潟県中越福祉事務組合

機 関	職
(略)	
まごころ寮	寮長 園長 次長 副参事 総務係長 <u>組織管理係長</u>
まごころ学園	総務係の総括主査
(略)	

教育委員会 事務局	教育次長 主幹 課長 統 括指導主事 指導主事 参 事 室長 課長補佐
--------------	---

(略)

別表第2 (第2条関係)

2 新潟県中越福祉事務組合

機 関	職
(略)	
まごころ寮	寮長 園長 次長 副参事 総務係長 総務係の総括
まごころ学園	主査
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。